

## 現場代理人及び主任技術者等の配置について

令和4年3月25日

当企業団の工事における現場代理人及び主任技術者等の配置に係る制度について、次のとおり改正しますのでお知らせします。

### 1 現場代理人の常駐義務緩和について

#### (1) 改正内容

現場代理人が兼任できる要件を次のとおり改めます。

#### 【現 行】

次のすべての要件を満たす場合に、合計2件まで兼任を認める。

- ① 公共工事であること
- ② 工事場所が同一市内であること
- ③ 「現場代理人兼任届」の提出時の請負代金額（税込）が1,000万円未満の工事であること
- ④ 発注者との連絡体制が確保されていること
- ⑤ 兼任する工事現場のいずれかに必ず常駐していること
- ⑥ 必要に応じて代行者を配置するなど、安全管理のほか現場の運営・取締りに支障を生じさせないこと

#### 【改正後】

次のすべての要件を満たす場合に、合計3件まで兼任を認める。

(略)

- ③ 現場代理人として従事している工事及びこれから従事しようとする工事の当初請負金額（建築一式工事については当初請負金額の2分の1の額）の合計が3,500万円未満であること

(略)

#### (2) 改正時期

令和4年4月1日から

## 2 監理技術者の兼任を認める工事の範囲について

### (1) 改正内容

建設業法第26条第3項の規定を適用し、それぞれの工事に専任の監理技術者補佐を配置することで監理技術者を兼任させることができる工事は、次のすべての要件を満たす工事に限ります。

- ア **【業種が土木、とび、鋼構造、舗装、しゅんせつ、造園又は解体】**  
予定価格が3億円未満であること  
**【上記以外の業種】**  
予定価格が2億円未満であること
- イ 工事場所が同一市内であること
- ウ 公共工事であること。なお、当企業団発注工事以外の工事と兼務する場合は、当該発注機関の承諾を得ていること

### (2) 改正時期

令和4年4月1日以降の入札公告分から

## 3 共同企業体における配置技術者について

### (1) 改正内容

共同企業体の第1構成員は監理技術者の配置を必須とし、その他の構成員は主任技術者の配置で可とします。

### (2) 改正時期

令和4年4月1日以降の入札公告分から

岡山県南部水道企業団総務課

TEL 086-465-5050

FAX 086-465-5056